

**高齢者等のオーラルフレイル対策支援事業業務委託
公募型プロポーザル実施要領**

1 業務の趣旨・目的

この要領は、高齢者等のオーラルフレイル対策支援事業業務を委託するに当たり、最も的確な事業者を選定するために実施する公募型プロポーザルに関して必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

(1) 業務名

高齢者等のオーラルフレイル対策支援事業業務

(2) 業務内容

別紙「高齢者等のオーラルフレイル対策支援事業業務」仕様書
(以下「仕様書」という。) のとおり

(3) 契約期間

契約締結の日から令和 8 (2026) 年 3 月 19 日 (木) まで

(4) 委託料限度額

29,876,000 円 (消費税及び地方消費税を含む。)

(5) 担当所属及び問い合わせ先

〒320-8501 宇都宮市塙田 1-1-20 栃木県庁本館 5 階南側
栃木県保健福祉部健康増進課がん・生活習慣病担当
電話 028-623-3095
電子メール kenko-zoshin@pref.tochigi.lg.jp

3 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 に規定する者に該当しないこと。
- (2) 競争入札参加者資格等 (平成 8 年栃木県告示第 105 号) に基づき、栃木県の競争入札参加資格を有する、又は、契約締結時まで資格を取得する見込みであること。
- (3) 参加表明書及び企画提案書の受付期間において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領 (平成 22 年 3 月 12 日付け会計第 129 号) に基づく指名停止期間中でない者であること。
- (4) 民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) 第 21 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に基づく再生手続開始の申立てがされている者 (同法第 33 条第 1 項の規定に基づく再生手続開始の決定を受けた者を除く。) 又は会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) 第 17 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に基づく更生手続開始の申立てがされている者 (同法第 41 条第 1 項の規定に基づく更生手続開始の決定を受けた者を除く。) でないこと。

- (5) 栃木県暴力団排除条例（平成 22 年栃木県条例第 30 号）第 2 条第 1 号又は同条第 4 号の規定に該当する者でないこと。

4 プロポーザル実施の手続

(1) 実施スケジュール

ア 実施要領等の公表	令和 7 (2025) 年 8 月 8 日 (金)
イ 実施内容等に関する質問受付期限	令和 7 (2025) 年 8 月 18 日 (月) 17 時必着
ウ 質問に対する回答	令和 7 (2025) 年 8 月 20 日 (水)
エ 参加表明書兼確認書の提出期限	令和 7 (2025) 年 8 月 22 日 (金) 17 時必着
オ 企画提案書の提出期限	令和 7 (2025) 年 9 月 2 日 (火) 17 時必着
カ 選定結果の通知・公表	令和 7 (2025) 年 9 月上旬頃

(2) 実施要領等の配布

栃木県ホームページ（ホーム > 産業・しごと > 入札・公売 > 入札・公募（業務委託））からダウンロードすること。

URL(<http://www.pref.tochigi.lg.jp/kensei/nyuusatsu/koubo-itaku/index.html>)

(3) 質疑・回答

プロポーザル方式に参加するに当たり質問事項がある場合は、簡易なものを除き、質問書（別記様式 1）により、電子メールにより提出すること。

ア 受付期間：公募開始日～令和 7 (2025) 年 8 月 18 日 (月) 17 時必着

なお、到着確認のため、送信後に電話連絡（028-623-3095）すること。

イ 質疑方法：電子メールにより、2 (5) に提出すること。

ウ 回答期日：令和 7 (2025) 年 8 月 20 日 (水)

エ 回答方法：回答は栃木県ホームページ（4 (2) の URL）に掲載する。

(4) 参加表明書兼確認書（以下「参加表明書」という。）の提出

プロポーザルへの参加を希望する者は、参加表明書（別記様式 2）を作成し、持参又は郵送により提出すること。

ア 提出期限：令和 7 (2025) 年 8 月 22 日 (金) 17 時必着

※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。

イ 提出場所：2 (5)

ウ 提出方法：持参（平日の午前 9 時～午後 5 時まで）又は郵送（書留郵便に限る。）

※郵送の場合は、到着確認のため電話連絡（028-623-3095）を行うこと。

※なお、参加表明書の提出後に参加を辞退する場合は、令和 7 (2025) 年 9 月 2 日 (火)

17 時までに辞退届（様式任意）を提出すること。

(5) 企画提案書の提出

参加表明書の提出後、仕様書及び以下のア～クに基づいて、企画提案書を作成し持参又は郵送により提出すること。

ア 提出期限：令和 7 (2025) 年 9 月 2 日 (火) 17 時必着

※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。

イ 提出場所：2(5)

ウ 提出方法：持参（平日の9時～17時まで）又は郵送（書留郵便に限る。）

※郵送の場合は、到着確認のため電話連絡（028-623-3095）を行うこと。

エ 企画提案書の用紙は、原則としてA4版用紙を使用することとし、A3版用紙を使用する場合には、A4版サイズに折り込むこと。枚数に制限はないが、カラー印刷とすること。

オ 企画提案書の様式は任意であるが、次の事項を含めて作成すること。なお、記載順序は任意とする。

(ア) 企画提案内容（調査分析、市町事業に活用するための研修会等）

(イ) 業務遂行人員体制及び業務スケジュールに関する事項

(ウ) 類似事業の業務実績

(エ) 法人の概要等

(オ) 見積額

カ 企画提案書は1者1提案とする。

キ 企画提案書の提出部数は、7部（正本1部、副本6部）とする。なお、審査の公正を期するため、副本には参加者名を記入しないこと。

ク 提出の際に、栃木県知事宛ての見積書の正本1部（代表者印を押印）を提出すること。

なお、見積書は必要な項目ごとに区別する（諸経費や消費税も区別する）とともに、企画提案書の見積額と整合させること。

(6) 企画提案書等提出書類の取扱い

ア 提出期限後は、提出書類の変更、差替、再提出又は撤回は認めない。

イ 提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。

ウ 企画提案書は、栃木県情報公開条例（平成11年栃木県条例32号）に基づく公文書開示請求の対象となる。

エ 栃木県は、必要に応じて、追加資料の提出を求めることができる。

オ 企画提案書等の作成及び提出に係る費用等、プロポーザル参加に要する経費はすべて参加者の負担とする。

カ 参加者は、企画提案書の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとみなす。

キ 企画提案書に使用する言語は日本語、使用する通貨は円とする。

ただし、海外経費等で必要な場合は英語表記を併記すること。

ク 提出された企画提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行う場合がある。

ケ 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。

コ 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

5 審査方法等

(1) 評価基準

別紙「高齢者等のオーラルフレイル対策支援事業業務委託公募型プロポーザル審査基準」のとおり

(2) 審査方法（書面審査）

企画提案書等について、評価基準に基づいて、プロポーザル選定委員の意見（採点等）を聴取し評価を行う。

(3) 契約候補者の選定方法

ア 辞退者及び失格者を除いた者のうち、(2)による評価において、最高点と評価した選定委員が最も多かった者を契約候補者とする。なお、該当する企画提案者が複数あった場合は、選定委員による評価（合計点）の平均点が最も高い者を契約候補者とする。

イ アのなお書きの場合において、平均点の最高点の者が複数あった場合は、見積金額が最も安価であった者を契約候補者とする。

ウ ア、イに関わらず、選定委員による評価（合計点）の平均点が 50 点未満の場合は、候補者として選定しない。

(4) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

ア 提出書類に虚偽の内容を記載した場合

イ 本実施要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合

ウ 企画提案書の見積額が 2 (4) の委託料上限額を超える場合

エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

オ 評価に係るプロポーザル選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を行った場合

カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

6 選定結果の通知・公表

契約候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。また、契約候補者の名称等について栃木県ホームページ（ホーム > 産業・しごと > 入札・公売 > 入札・公募（業務委託））に公表する。

7 契約手続

(1) 契約候補者に選定された者と栃木県との間で、委託内容、経費等について再度調整を行い、協議が調った場合、委託契約を締結する。

(2) 契約代金の支払いについては、原則、精算払いとする。

(3) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位の者を候補者とする。